

1. CT装置ならびにCT撮影に関する要件

(1) 装置

- ・ 4列以上の多列検出器型CT (MDCT) を用いている。

(2) 撮影条件

- ・ 標準体型の受診者 (BMI20-22) で、CTDIvolが 2.5 mGy 以下となる撮影条件で検査が行われている。
- ・ 呼吸停止時間が15秒以下の深吸気位で撮影されている。
- ・ スライス厚は 5mm以下、スライスピッチはスライス厚以下で再構成されている。
- ・ なお認定後、毎年、機構が定めるフォーマットにしたがって、指定された期間の連続した受診者20名の線量指標 (CTDIvol, DLP) を機構に報告すること。

(3) CT画像評価

- ・ 男性2名 (標準体型ならびにBMI25以上の体型) の肺がん検診受診者のCT画像のDICOMデータを線量指標とともに機構に提出し、審査に合格している。
- ・ なお、認定後、機構指定の胸部標準ファントムのCT画像のDICOMデータを、線量指標とともに機構に2年以内に提出すること。

2. CT検診実施者に関する要件

(1) CT検診責任者

- ・ CT検診の責任者が撮影や読影、および精度管理が適正に行われているかどうか、常に監視と指導を行っている。

(2) 医師

- ・ 1名以上の認定医師が常勤あるいは非常勤職員として在籍している。

(3) 技師

- ・ 1名以上の認定技師が常勤職員として在籍している。

(4) 判定者

- ・ 二重判定が行われ、そのうちの1人は認定医師である。

3. CT検診の精度管理に関する要件

(1) 統計データ

- ・ 年次ごとの統計データが集計報告されている。
- ・ なお認定後、毎年、機構が定めるフォーマットにしたがって、年間データを機構に報告すること。

(2) 検討会

- ・ 発見肺癌症例を見直す施設検討会が少なくとも年1回行われ、記録が残されている。
- ・ なお認定後、機構が定めるフォーマットにしたがって、年間記録を機構に報告すること。

4. CT検診の実績に関する要件

- ・ 年間50件以上のCT検診が行われている。

5. CT検診の安全管理に関する要件

(1) 医療機器の品質管理

- ・ 機器の日常点検及び定期品質管理が実施され記録されている。

(2) 検診組織の管理体制

- ・ 検診組織の管理体制が整備されている。
- ・ 施設として、CT検診の統計データを集計し、定期的に報告する体制が整っている